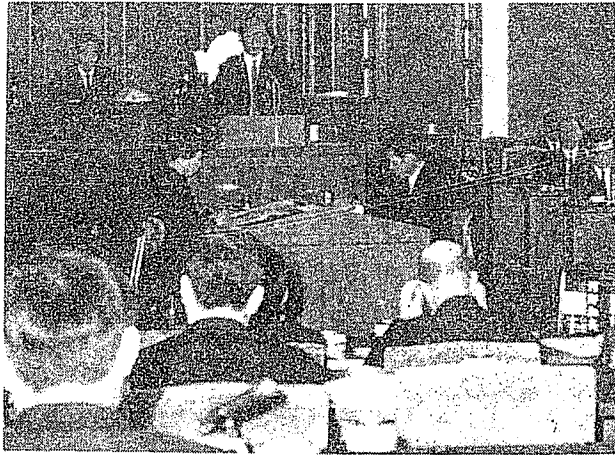


市政だより

行政機構を改革

5部19課から5部15課に



新機構を可決した臨時市議会

この改正によって、新たに市長公室、行政課、観光企業課、清掃課などが設置されました。そのうち市長公室は、従来の秘書課と企画課を統合させたものです。これは最近増大する行政事務を総合的に行うための行政機構と都市構造の再開発を強く推進するために組み入れ

さきに市が、行政機構改革審議会(高橋直幸委員長)から答申を受けていた「市行政機構改革の再編成案」が、十一月二十五日、午後一時から開かれた臨時市議会に上程され、可決されました。新機構は、市長部局を中心に進められ、新体制は十二月一日から実施されました。

市長公室・清掃課などを新設

十二月一日からスタート

新機構は、これまでの市長部局五部一室十九課四所一校一宿舍、出先機関十九から、五部二室十五課一所出先機関十六に変わりました。

各部課のしごと

総務部

市長公室

秘書係

- ①市長及び助役の秘書に
- ②儀式、礼式及び褒賞に関する
- ③渉外事務に関する
- ④市長会に関する
- ⑤市長及び助役の事務引継

企画係

- ①市の総合開発計画及び調査に関する
- ②庁内
- ③公害対策の調整に関する
- ④会津若松開発公社に関する
- ⑤長期的政策の立案に関する
- ⑥災

広報係

- ①市広報紙の編集及び発行に関する
- ②視聴覚広報に関する
- ③市政資料の集成及び編纂に関する
- ④その他広報に関する

市民相談係

- ①公聴に関する
- ②陳情等の処理に関する
- ③庁内の案内に関する
- ④区長に関する
- ⑤交通安全の連絡及び調整に関する
- ⑥交通指導員に関する

行政課

- ⑦交通災害共済に関する
- ⑧交通災害の相談に関する
- ⑨防犯灯に関する

行政係

- ①公印に関する
- ②市議会及び議案に関する
- ③条例、規則等の制定改廃に関する
- ④文書の審査に関する
- ⑤文書の浄書、校合及び収発に関する
- ⑥条例規則等の公布及びその他公示に関する
- ⑦条例規則の編さん及び発行に関する
- ⑧帳票に関する
- ⑨訴訟、訴訟に関する
- ⑩法規類の整理保管に関する
- ⑪書庫の管理及び調整に関する
- ⑫掲示場の管理に関する
- ⑬支所連絡所の事務連絡及び調整に関する
- ⑭宗教法人に関する
- ⑮私立学校に関する
- ⑯部内他の課係に属しないこと

人事係

- ①職員の任免、給与、有限懲戒その他勤務条件に関する
- ②職員の定数及び現員に関する
- ③職員団体に関する
- ④職員の研修及び福利厚生に関する
- ⑤組織機構に関する
- ⑥事務改善及び能率向上に関する

として保存しましょう

こと。⑦退職料、扶助料等に関すること。⑧職員の被服類貸与に関すること。⑨職員共助会に関すること。⑩職員の衛生及び健康管理に関すること。⑪各種委員の任免(他の所管に属するものを除く)に関すること。⑫計算センターに関すること。⑬その他職員に関すること。

財政課

財政係

①財政計画及び調整に関すること。②予算に関すること。③地方交付税に関すること。④市債に関すること。⑤財政状況の公表に関すること。⑥その他財政に関すること。⑦課内他の係に属しないこと。

管財係

①財産の取得に関すること。②財産の管理及び処分に関すること。③財産の登記に関すること。④財産台帳に関すること。⑤市有財産の保険に関すること。⑥財産区に関すること。⑦庁舎の電話(市長の指定した電話及び部落電話を含む)に関すること。⑧庁中取締に関すること。⑨その他市有財産に関すること。

用度係

①物品(工事用資材及び事業用器材を除く)の調達及び契約に関すること。②物品(工事用資材及び事業用器材を除く)の検収修理及び処分に関すること。③その他用度に関すること。

車輛係

①自動車の整備管理に関すること。②自動車の登録、保険及び車輛検査に関すること。③自動車(事業の用に供する自動車を除く)の使用及び調整に関すること。④その他車輛に関すること。

税政課

総務係

①税務統計に関すること。②諸税の賦課及び測定に関すること。③諸税の調査及び減免に関すること。④固定資産評価審査委員会に関すること。⑤市税の諸証明に関すること。⑥課内他の係に属しないこと。

第一民税係

①市県民税及び国民健康保険税の測定に関すること。②法人の市民税に関すること。③市民税及び国民健康保険税の減免に関すること。④その他市民税及び国民健康保険税に関すること。

第二民税係

①事業所得者及び給与所得者にかかる市県民税及び国民健康保険税の調査及び賦課に関すること。②その他事業所得者及び給与所得者に関すること。

第三民税係

①農業所得者にかかる市県民税及び国民健康保険税の調査及び賦課に関すること。②その他農業所得者に関すること。

第一資産税係

①固定資産税の測定に関すること。②固定資産税の減免に関すること。③償却資産の評価及び賦課に関すること。④固有資産等所在市町村交付金及び納付金に関すること。⑤その他固定資産税に関すること。

第二資産税係

①土地の評価及び賦課に関すること。②その他固定資産税の土地に関すること。

第三資産税係

①家屋の評価及び賦課に関すること。②その他固定資産税の家屋に関すること。

収税課

総務係

①市税等の収入管理に関すること。②早期納入報償金に関すること。③納

税証明に関すること。④市税等の過誤納金に関すること。⑤納税貯蓄組合に関すること。⑥納税思想の高揚に関すること。⑦課内他の係に属しないこと。

徴収係

①市税(県民税を含む)の徴収に関すること。②税外収入の徴収に関すること。③滞納処分に関すること。④督促状の発付に関すること。⑤徴収の囑託に関すること。

民生部

市民課

窓口係

①戸籍、住民基本台帳、印鑑登録その他の届書及び証明申請書の受付に関すること。②国民健康保険及び国民年金の資格得喪等の届書の受付に関すること。③永久選挙人名簿登録申請の受理及び証明書の交付に関すること。④住民の異動に伴う児童、生徒の転入学通知に関すること。⑤戸籍の謄抄本、住民票の写し、印鑑証明、転出証明、その他の証明書の作成交付に関すること。⑥妊婦届の受付及び母子手帳の作成交付並びに報告に関すること。⑦助産、葬祭費の支給に関すること。⑧主要食糧販

売業者登録及び配給割当に関すること。⑨埋火葬許可及び市営葬儀に関すること。⑩改葬許可に関すること。⑪市有墓地に関すること。⑫各種証明手数料の徴収に関すること。⑬自動車の臨時運行許可に関すること。⑭自衛官の募集に関すること。⑮部落内他の課係に属しないこと。

保険係

①国民健康保険事業会計の予算及び決算の資料に関すること。②国民健康保険の給付に関すること。③国民健康保険の診療報酬に関すること。④保険施設に関すること。⑤課内他の係に属しないこと。

保健予防係

①住民基本台帳及び印鑑登録票の記録保管に関すること。②戸籍(除)籍簿及び戸籍の附票の編製並びに記録保管に関すること。③戸籍及び住民基本台帳の処理に関すること。④国籍及び身分事項に関すること。⑤外国人登録に関すること。⑥人口動態に関すること。⑦その他戸籍及び住民基本台帳に関すること。

清掃課

業務係

①住民の実態調査に関すること。②調査カードの管理保管に関すること。③住居表示の整備実施に関すること。④その他住民の調査に関すること。

年金係

①国民年金保険料及び国民年金の請求に関すること。②その他国民年金に関すること。

第一清掃係

①じんかいの収集及び処

理に関すること。②その他じんかいに關すること。

第二清掃係

①し尿の収集及び処理に關すること。②その他し尿に關すること。

商工企業部

商工課

総務物産係

①物産の紹介、あつせん及び販路拡張に關すること
②輸出の振興に關すること
③物産団体に關すること
④計量に關すること
⑤部内他の課係に屬しないこと

商工係

①商工企業の振興に關すること
②工場誘致に關すること
③中小企業の設備近代化及び金融に關すること
④商工企業団体に關すること
⑤その他商工企業に關すること

指導係

①中小企業の経営指導に關すること
②中小企業の診断に關すること
③中小企業労務対策に關すること

統計係

①指定統計調査に關すること
②自主統計調査に關すること
③その他

の主管に屬しない統計に關すること。

観光企業課

業務係

①事業の総合調査、企画及び運営に關すること
②予算及び決算の資料に關すること
③事業用器材(賄材料を含む)の購入決定及び契約並びに検収に關すること
④入校者の募集に關すること
⑤自動車の登録及び保険に關すること
⑥郷土文化財運営委員会に關すること
⑦サビスの研修に關すること

観光係

①観光事業の振興に關すること
②観光宣伝に關すること
③観光土産品に關すること
④観光関係団体に關すること
⑤市祭等に關すること
⑥課内他の係に屬しないこと

施設係

①観光資源の開発に關すること
②観光施設の維持運営に關すること
③若松城整備審議委員会に關すること
④その他観光施設に關すること

農政課

農政係

①主要食糧の政府買入数量決定に關すること
②農業協同組合等に關すること
③農業災害に關すること
④海外移住に關すること
⑤部内他の課係に屬しないこと

構造改善係

①農政の総合計画及び調査に關すること
②農業構造改善に關すること
③農業経営改善に關すること
④農業経営資金に關すること
⑤その他農業の振興に關すること

農業指導課

農産係

①農水産物及び養蚕の生産並びに改良指導に關すること
②土壌改良に關すること
③病虫害の防除対策に關すること
④果蔬菜、園芸及び特用作物に關すること
⑤農産物の展示会、品評会等に關すること
⑥農業改良推進員に關すること
⑦農家の生活改善指導に關すること
⑧課内他の係に屬しないこと

畜産係

①畜産の普及指導に關すること
②採草地の管理指導に關すること
③家畜貸付に關すること
④家畜防疫に關すること
⑤

酪農経営の指導に關すること
⑥畜産団体に關すること
⑦その他畜産に關すること

農林課

林業係

①農業土木及び林道工事の請負契約に關すること
②工事用資材の購入決定及び契約並びに検収に關すること
③市有林の造成に關すること
④林業経営の指導に關すること
⑤林産物の生産指導に關すること
⑥市有林等の災害復旧に關すること
⑦林道に關すること
⑧市営苗畑に關すること
⑨保安林に關すること
⑩有害鳥獣の駆除に關すること
⑪林業団体に關すること
⑫課内他の係に屬しないこと

農業土木係

①土地改良に關すること
②開拓及び開墾に關すること
③農業機械に關すること
④土地改良団体に關すること
⑤地籍調査に關すること
⑥地籍簿に關すること
⑦その他農業土木及び雨土調査に關すること

建設部

都市計画課

管理係

①工事の請負契約に關す

ること
②管轄工事の請負契約に關すること
③工事用資材の購入決定及び契約並びに検収に關すること
④部内他の課係に屬しないこと

計画係

①都市計画事業の企画及び調査に關すること
②都市公園の企画及び総括管理に關すること
③都市下水道に關すること
④公共下水道の調査及び計画に關すること
⑤土地利用及び用途地域に關すること
⑥その他都市計画に關すること

土木課

管理係

①土木工事の請負契約に關すること
②土木管轄工事の請負契約に關すること
③工事用資材の購入決定及び契約並びに検収に關すること
④失業対策事業に關すること
⑤市道の認定、変更及び廃止に關すること
⑥道路占用に關すること
⑦道路台帳に關すること
⑧課内他の係に屬しないこと

工事係

①土木工事の新設工事に關すること
②道路及びその附属物の維持補修に關すること
③交通安全施設に關すること
④その他

他土木事業の維持補修に關すること。

建築課

管理係

①建築工事の請負契約に關すること
②建築管轄工事の請負契約に關すること
③工事用資材の購入決定及び契約並びに検収に關すること
④建築申請の処理に關すること
⑤市施設の維持修繕に關すること
⑥住宅の維持修繕に關すること
⑦課内他の係に屬しないこと

建築係

①市施設(住宅施設を除く)の建築に關すること
②耐火建築の普及及び指導に關すること
③その他建築に關すること

住宅係

①住宅(附属する施設を含む)の建築に關すること
②住宅及び公舎の使用に關すること
③住宅及び公舎の運営管理に關すること
④住宅供給公社に關すること
⑤会津寮の運営管理に關すること
⑥その他住宅に關すること

出納室

審査出納係

①公印管理に關すること

②決算に関すること。③支出負担行為に関する確認及び収入命令の審査に関すること。④物品の出納及び保管に関すること。⑤収入証紙及び国民年金印紙の受払及び保管に関すること。⑥財産の記録管理に関すること。⑦出納員等に関すること。⑧指定金融機関等に関すること。⑨収入役の事務引継に関すること。⑩室内他の係に属しないこと。

経 理 係

①現金出納に関すること。②歳入歳出外現金に関すること。③有価証券の出納保管に関すること。④出納検査に関すること。⑤その他出納に関すること。

支 所

①庶務に関すること。②統計に関すること。③戸籍及び住民基本台帳に関すること。④国民健康保険に関すること。⑤国民年金に関すること。⑥農務に関すること。⑦出納に関すること。⑧その他各部の所管に属する指定された事項

連 絡 所

①庶務に関すること。②統計に関すること。③出納に関すること。④その他各部の所管に属する指定された事項

市民会館

①市民会館の使用に関すること。②市民会館広場に関すること。③市民会館設備の保全に関すること。④市民会館内取締りに関すること。⑤その他市民会館の運営管理に関すること。

斎 場

①斎場の利用に関すること。②斎場の運営管理に関すること。③その他斎場の業務に関すること。

索道事業所

①料金の徴収に関すること。②旅客のガイドに関すること。③索道設備の保全及び修理に関すること。④旅客及び荷物の運輸に関すること。

自動車学校

①入退校及び料金の徴収に関すること。②教習計画に関すること。③法令教習及び構造教習に関すること。④技能教習に関すること。⑤技能検定の実施に関すること。⑥自動車の点検及び整備に関すること。

若松城天守閣

①施設の利用に関すること。②料金の徴収に関すること。③文化財資料等の展示等に関すること。

国民宿舎あいつ荘

①国民宿舎の利用に関すること。②料金の徴収に関すること。③米客のサービスに関すること。④その他国民宿舎に関すること。

食肉センター

①料金の徴収に関すること。②獣畜の殺解体に関すること。③枝肉等の貯蔵に関すること。④食肉センターの利用に関すること。⑤食肉センターの運営管理に関すること。⑥その他食肉センターの業務に関すること。

大町土地区画整理事務所

①工事請負契約に関すること。②資材の購入決定及び契約並びに検収に関すること。③換地計画に関すること。④登記事務に関すること。⑤建物、墓碑等の移転に関すること。⑥所内他の係に属しないこと。

管 理 係

①工事請負契約に関すること。②資材の購入決定及び契約並びに検収に関すること。③換地計画に関すること。④登記事務に関すること。⑤建物、墓碑等の移転に関すること。⑥所内他の係に属しないこと。

工 事 係

①工事に関する測量及び設計に関すること。②その他工事に関すること。

福祉事務所

①生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、老人福祉法及び母子福祉法による現業事務に関すること。②要保護者の援護育成及び更生の指導に関すること。

総 務 係

①公印の保管に関すること。②生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、老人福祉法及び母子福祉法による事務に関すること。③社会福祉統計に関すること。④児童福祉統計に関すること。⑤児童遊園に関すること。⑥少年センターに関すること。⑦諸証明に関すること。⑧文書、物品の収発整理及び保管に関すること。⑨所内他の係に属しないこと。

福 祉 係

①生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、老人福祉法及び母子福祉法による現業事務に関すること。②要保護者の援護育成及び更生の指導に関すること。

社 会 係

①民生、児童委員に関すること。②社会事業団体等に関すること。③戦傷病者戦没者遺族等援護に関すること。④未婚遺者、未引揚者及びその留守家族並びに引揚援護に関すること。⑤婦人相談に関すること。⑥敬老年金に関すること。⑦公益質屋に関すること。⑧厚生資金に関すること。

解説

市民サービスを主眼に

今度施行された機構改革は、従来の五部制を軸に、市民へのサービス向上、円滑な行政の運営を目的としています。五部別に、改革の要旨を説明しましょう。

市民相談を強化

▽総務部 従来の秘書課と企画課開発係が新たに市長公室として出発しました。特に注目されるのは市民相談係が拡充強化されることです。中でも交通安全共済、事故相談、安全対策など一連の交通問題をその事務範囲に入れました。行政課は、従来の庶務課と人事課を統合したもので、行政係、人事係に分けられました。その他、財政課、税政課、収税課は従来とほぼ変わりなく、市民会館と車輛係が財政課に編入されました。

指導係を設置

▽商工部 索道事業所自動車学校などが観光課に統一され、公企業の合理化を図るため観光企業課となりました。また商工課には、指導係が新設され、中小企業や物産業の育成強化に努めることになりました。さらに商工関係と関連させる目的で、統計係が編入されました。

建設部 農政課、農業指導課、農林課は従来と同じで、農政の広域行政と近代農政の推進を計ることになりました。

▽建設部 監理課がなくなり、都市計画、土木建築の三課となりました。さらに大町土地区画整理事務所が、建設部の出先機関となりました。そして都市開発、都市改造を中心として開発計画を立体的にし激増する交通問題を解決するため対策に取り組みます。

注目の清掃課新設

▽民生部 民生部は市民課、保険衛生課、清掃課の三課に分れ保険年金課と衛生課とが一つになりました。中でもゴミ、尿の収集、処分を含め明るく健康的な都市を築く重要な課として、清掃

会津若松市行政機構図

